

第2回労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会 配布資料

平成13年3月30日(金)  
虎ノ門パストラル「桔梗」

資料1 「労働者災害補償保険法施行規則及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱(労災保険法施行規則関係)」について(諮問)

参考1-1 労働時間短縮のための新たな助成制度の概要

参考1-2 労働時間短縮に係る指標

資料2 平成13年度労働保険特別会計労災勘定予算概要

参考2 労災保険の収支状況の推移

厚生労働省発基第27号

労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成13年3月30日

厚生労働大臣 坂口 力

労働者災害補償保険法施行規則及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則関係

一 労働者災害補償保険法第二十九条の労働福祉事業として、労働時間制度改善助成金、中小企業長期休暇制度モデル企業助成金及び長期休暇制度基盤整備助成金を新たに支給するものとし、特例事業場労働時間短縮奨励金及び事業主団体等特例事業場労働時間短縮促進助成金は廃止するものとする。

二 労働時間制度改善助成金は、次のいずれにも該当する中小企業事業主に対して、その実施する措置の内容に応じて、支給するものとする。

- (一) 労働時間を短縮するため、労働時間制度を改善する中小企業事業主であること。
- (二) 労働時間制度を改善するため、労務管理、経営管理又は技術の一又は二以上について高度の専門的

知識を有すると認められる者から助言又は技術的援助を受けた中小企業事業主であること。

三 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金は、次のいずれにも該当する中小企業事業主に対して、その

実施する措置の内容に応じて、支給するものとする。

(一) その雇用する労働者に対し長期休暇（有給休暇に労働基準法第八十九条第一号の休日を加えて、勤務を要しない日が十四日以上連続するものをいう。）を与える制度（以下「長期休暇制度」という。）

（）の導入に関する計画を作成し、当該計画が相当であると認められる中小企業事業主であること。

(二) (一)の計画に基づく措置として、次に掲げる措置のいずれかを実施した中小企業事業主であること。

イ 業務の省力化に資する設備の設置又は整備

ロ 新たに労働者の雇入れを行う措置又は労働者派遣の役務の提供を受ける措置

ハ 長期休暇制度の導入について高度の専門的知識を有すると認められる者から助言又は技術的援助を受けること。

ニ イからハまでの措置に準ずる措置であつて、長期休暇制度を導入するために必要と認められるものの

(三) 長期休暇の取得状況及び(二)の措置の実施の状況を明らかにする書類を労働時間短縮支援センターに提出した中小企業事業主であること。

四 長期休暇制度基盤整備助成金は、次のいずれにも該当する中小企業事業主の団体又はその連合団体（以下「事業主団体等」という。）に対して、その実施する措置の内容に応じて、支給するものとする。

(一) 構成事業主が長期休暇制度を導入するための基盤の整備を促進するため、当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を行った事業主団体等であること。

(二) (一)の措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主団体等であること。

## 第二 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則関係

一 労働時間短縮支援センターの支給する給付金として、労働時間制度改善助成金、中小企業長期休暇制度モデル企業助成金及び長期休暇制度基盤整備助成金を新たに加え、特例事業場労働時間短縮奨励金及び事業主団体等特例事業場労働時間短縮促進助成金は廃止するものとする。

二 労働時間制度改善助成金、中小企業長期休暇制度モデル企業助成金及び長期休暇制度基盤整備助成金の支給要件は、労働者災害補償保険法施行規則の定めるところによるものとする。

三 労働時間制度改善助成金の支給額は、労務管理、経営管理又は技術のそれぞれについて、措置の実施

に要した経費の額（その額が十万円を超えるときは、十万円）の合計額とするものとする。

四 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金の支給額は、次の(一)から(三)までの当該中小企業事業主が常時雇用する労働者数の区分に応じ、それぞれに定める額とするものとする。ただし、当該中小企業事業主が常時雇用する労働者のうち長期休暇を取得しなかった者の割合が十分の一以上五分の一未満の場合には当該額の十分の一を、五分の一以上十分の三未満の場合には当該額の五分の一を、十分の三以上二分の一未満の場合には当該額の十分の三をそれぞれ減額し、二分の一以上の場合には支給しないものとする。

(一) 百人以上 次に掲げる額の合計額（その額が五百万円を超えるときは、五百万円）

イ 業務の省力化に資する設備の設置又は整備に要した経費の四分の一の額（その額が四百万円を超えるときは、四百万円）

ロ 新たに労働者の雇入れを行う措置又は労働者派遣の役務の提供を受ける措置に要した経費の四分の一の額（その額が二百五十万円を超えるときは、二百五十万円）

ハ 長期休暇制度の導入について高度の専門的知識を有すると認められる者から助言又は技術的援助

を受ける措置に要した経費の額（その額が十万円を超えるときは、十万円）

ニ イからハまでの措置に準ずる措置であつて、長期休暇制度を導入するために必要と認められるものに要した経費の額（その額が百二十万円を超えるときは、百二十万円）

(二) 三十一人以上百人以下 (一)イ中「四分の一」とあるのは「二分の一」と、「四百万円」とあるのは

「二百五十万円」と、(一)ロ中「四分の一」とあるのは「二分の一」と、「二百五十万円」とあるのは「百五十万円」と、(一)ニ中「百二十万円」とあるのは「九十万円」として、(一)に定めるところにより

計算して得た額（その額が三百五十万円を超えるときは、三百五十万円）

(三) 三十人以下 (一)イ中「四分の一」とあるのは「四分の三」と、「四百万円」とあるのは「百万円」

と、(一)ロ中「四分の一」とあるのは「四分の三」と、「二百五十万円」とあるのは「八十万円」と、

(一)ニ中「百二十万円」とあるのは「五十万円」として、(一)に定めるところにより計算して得た額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

五 長期休暇制度基盤整備助成金の支給額は、構成事業主が長期休暇制度を導入するための基盤の整備を促進するため、事業主団体等が当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助に要した経費の額（そ

の額が五百万円を超えるときは、五百万円)とするものとする。

### 第三 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 その他所要の整備を行うものとする。



## 労働時間短縮のための新たな助成制度の概要

### 1 趣旨

労働時間の短縮については、年間総実労働時間が1958時間（平成4年度）から1848時間（平成11年度）と進んできたものの、政府目標である年間総実労働時間1800時間は、依然として未達成の状況にある。

このため、本年3月末に廃止期限を迎える「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」の廃止期限を5年間延長する法案を今国会に提出し、本日成立したところ。

今後、時短促進法に基づき、これまで十分な成果の見られない年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減に重点を置いて施策を講じることとし、以下の助成金を新設することとする。

### 2 概要

#### (1) 労働時間制度改善助成金 (558,600 千円)

##### ① 助成対象者

フレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度や計画年休制度の導入等労働時間に関する制度の改善を行うに当たって、高度の専門的知識を有する者（社会保険労務士、中小企業診断士等）から助言、指導を受けた中小企業事業主

##### ② 支給額

コンサルタント活用措置に要した費用の額（労務管理、経営管理又は技術のそれぞれの分野について上限10万円（最高30万円））

#### (2) 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金 (60,000 千円)

##### ① 助成対象者

次のいずれにも該当する中小企業事業主

ア 長期休暇制度の実施が難しい中小企業の中で、先行して長期休暇制度の円滑な導入と有効活用のための取組を行うモデル企業であること。

イ 長期休暇制度の導入計画に基づき、次のいずれかの措置を行うこと。

- ・ 省力化投資
- ・ 新規雇入れ又は派遣労働者の受入
- ・ 専門家からの助言又は技術的援助
- ・ これらの措置に準ずる措置で長期休暇制度の導入に必要なもの

② 支給額

企業規模に応じて、それぞれの措置に要した経費に所定の助成率を乗じた額

	1～30人	31人～100人	101人以上
省力化投資	3/4 (上限100万円)	2/4 (上限250万円)	1/4 (上限400万円)
新規雇入、派遣労働者の受入	3/4 (上限80万円)	2/4 (上限150万円)	1/4 (上限250万円)
専門家からの助言、技術的援助	要した額 (上限10万円)	要した額 (上限10万円)	要した額 (上限10万円)
その他これらに準ずる措置	要した額 (上限50万円)	要した額 (上限90万円)	要した額 (上限120万円)
上限額	150万円	350万円	500万円

ただし、当該中小企業事業主が雇用する労働者のうち長期休暇を取得しなかった者の割合に応じて、次のように減額する。

10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上50%未満	50%以上
10%減額	20%減額	30%減額	不支給

(3) 長期休暇制度基盤整備助成金 (235,000千円)

① 支給対象

ア 中小企業事業主の団体又はその連合団体であること。

イ 構成事業主が長期休暇制度の導入のための基盤の整備を促進するため、計画年休制度の導入や年次有給休暇の連続取得の促進等について、相談、指導その他の援助を行うこと。

② 支給額

構成事業主に対する相談、指導その他の援助に要した経費 (上限500万円)

3 その他

特例事業場労働時間短縮奨励金及び事業主団体等特例事業場労働時間短縮促進助成金については、廃止する。

## 労働時間短縮に係る指標

## ○ 年間総実労働時間

平成9年度 1896時間 → 平成11年度 1848時間

所定内労働時間

1748時間 → 1714時間

所定外労働時間

148時間 → 134時間

## ○ 週所定労働時間が40時間以下である事業場の割合（特例対象事業場を除く。）

平成9年4月時点の見込み 66.0% → 平成12年4月 90.8%

## ○ 特例対象事業場における週所定労働時間が44時間以下である事業場の割合

平成9年4月時点の見込み 77.4%

→ 平成13年4月時点の見込み 84.1%

## 平成13年度 労働保険特別会計 労災勘定 予算概要

区 分	平成12年度 予 算 額	平成13年度 予 算 額	比 較 増△減額	対前年度 伸 び 率	備 考
	百万円	百万円	百万円	%	
歳 入 予 算 額	1,822,543	1,726,704	△ 95,839	94.7	
(内 訳)					
他 勘 定 より 受 入	1,349,299	1,298,602	△ 50,697	96.2	
一 般 会 計 より 受 入	1,307	1,307	0	100.0	
未 経 過 保 険 料 受 入	40,692	35,175	△ 5,517	86.4	
支 払 備 金 受 入	215,335	195,113	△ 20,222	90.6	
雑 収 入	215,910	196,507	△ 19,403	91.0	
歳 出 予 算 額	1,374,710	1,366,674	△ 8,036	99.4	
(内 訳)					
給 付 費	1,042,858	1,039,384	△ 3,474	99.7	
業 務 取 扱 費	60,879	59,019	△ 1,860	96.9	
労 働 福 祉 事 業 費	127,573	124,825	△ 2,748	97.8	
労 働 福 祉 事 業 団 出 資	25,839	24,266	△ 1,573	93.9	
他 勘 定 へ 繰 入	99,561	102,180	2,619	102.6	
予 備 費	18,000	17,000	△ 1,000	94.4	

区 分	平成12年度 予 算 額	平成13年度 予 算 額	比 較 増△減額	備 考
	百万円	百万円	百万円	
( 歳 入 )	1,822,543	1,726,704	△ 95,839	
1. 他勘定より受入	1,349,299	1,298,602	△ 50,697	
(1) 保 険 料 収 入	1,348,755	1,298,089	△ 50,666	最近の経済動向を考慮した収入予定額 (対前年度比 3.8%減)
(2) そ の 他	544	513	△ 31	延滞金、追徴金等の雑収入
2. 一般会計より受入	1,307	1,307	0	労災保険事業に対する国庫補助
3. 未経過保険料受入	40,692	35,175	△ 5,517	既に収納された有期事業に係る保険料のうち、 平成13年度に係る保険料受入見込額 (前受保険料)
4. 支 払 備 金 受 入	215,335	195,113	△ 20,222	既に業務災害及び通勤災害を受けた労働者等 に対し支払われるべき給付見込額
5. 雑 収 入	215,910	196,507	△ 19,403	預託金利子収入 188,205百万円 → 170,330百万円 返納金等 27,705百万円 → 26,177百万円

区 分	平成12年度 予 算 額	平成13年度 予 算 額	比 較 増△減額	備 考
	百万円	百万円	百万円	
( 歳 出 )	1,374,710	1,366,674	△ 8,036	
1. 給 付 費	1,042,858	1,039,384	△ 3,474	
(1) 保 険 給 付 費	894,042	893,802	△ 240	平成13年度における給付見込件数、受給予定者数の動向等を勘案して算出 1. 短期給付 505,531百万円 → 496,310百万円 2. 長期給付 388,511百万円 → 387,940百万円 ○年金受給者 221千人 → 221千人 3. 二次健康診断等給付 0百万円 → 9,552百万円
(2) 特 別 支 給 金	148,816	145,582	△ 3,234	休業特別支給金等
2 業 務 取 扱 費	60,879	59,019	△ 1,860	労災保険事業の運営に必要な人件費、事務費等 ○労災保険給付の迅速・適正な処理
3. 労 働 福 祉 事 業 費	127,573	124,825	△ 2,748	労働福祉事業交付金、労災就学支援費等 (内訳 別紙参照)
4 労 働 福 祉 事 業 団 出 資	25,839	24,266	△ 1,573	既設労災病院の施設整備等 (内訳 別紙参照)
5. 他 勘 定 へ 繰 入	99,561	102,180	2,619	保険料返還金及び保険料徴収等のための人件費、事務費等 1. 保険料返還金 78,341百万円 → 80,689百万円 2. 人件費、事務費等 21,220百万円 → 21,491百万円
6. 予 備 費	18,000	17,000	△ 1,000	

## 労働福祉事業費一覧表

区 分	平成12年度 予 算 額	平成13年度 予 算 額	比較増△減額	備 考
	百万円	百万円	百万円	
I 社会復帰促進事業	45,290	42,896	△ 2,394	
1. 補装具・アフターケア等関係費	5,364	5,068	△ 296	補装具及び社会復帰保養費 2,251百万円 → 1,968百万円  特殊疾病アフターケア実施費 2,998百万円 → 2,987百万円
2. 被災労働者社会復帰経費	1,387	1,028	△ 359	振動障害者社会復帰特別援護経費 995百万円 → 682百万円
3. 労働福祉事業団出資金・交付金	37,046	35,198	△ 1,848	労働福祉事業団出資金・交付金  (1)出資金 25,800百万円→ 24,227百万円 { 既設労災病院の施設整備 24,001百万円→22,849百万円 既設労災病院の機器等整備 849百万円→ 849百万円 }  (2)交付金 11,246百万円→ 10,971百万円 { 本部運営 9,319百万円→ 9,264百万円 その他施設等 1,927百万円→ 1,707百万円 }
4. 障害者職業能力開発校経費	1,493	1,602	109	障害者職業能力開発校施設整備費 1,442百万円 → 1,550百万円
II 被災労働者等援護事業	33,685	30,331	△ 3,354	
1. 労災就学等援護経費等	2,792	2,835	43	労災就学援護経費 2,711百万円 → 2,755百万円  労災就労保育援護経費 55百万円 → 54百万円

区 分	平成12年度 予 算 額	平成13年度 予 算 額	比較増△減額	備 考
	百万円	百万円	百万円	
2. 高齢被災労働者等援護経費	11,607	9,105	△ 2,502	労災特別介護施設設置運営経費 7,226百万円 → 4,872百万円  (1) 労災特別介護施設設置費 2,870百万円 → 103百万円  [ 前年度限り(8ヶ歳(歳) 歳) ] 2,715百万円 → 0百万円  (2) 労災特別介護施設運営委託費 4,356百万円 → 4,769百万円 ・委託先 (財) 労災ケアセンター  在宅介護支援経費 542百万円 → 426百万円  (1) 労災ホームヘルプサービス事業 523百万円 → 414百万円 ・委託先 (財) 労災ケアセンター (社) 全国民営職業紹介事業協会  (2) 介護機器レンタル事業 19百万円 → 12百万円 ・委託先 (財) 労災ケアセンター  労災年金等相談体制整備費 2,522百万円 → 2,521百万円 ・委託先 (財) 労災年金福祉協会
3. 労災診療費の貸付事業に対する補助金等	19,271	18,379	△ 892	労災診療費支払体制等整備経費 ・委託先 (財) 労災保険情報センター  (1) 労災診療費審査事務等委託費 5,073百万円 → 4,920百万円  (2) 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 14,198百万円 → 13,459百万円  [ 労災診療援護貸付金 ] 12,711百万円 → 12,041百万円
4. 労働福祉事業団出資金・交付金	15	12	△ 3	労働福祉事業団出資金・交付金  (1) 出資金 15百万円 → 12百万円  (2) 交付金 0百万円 → 0百万円



区 分	平成12年度 予 算 額	平成13年度 予 算 額	比較増△減額	備 考
	百万円	百万円	百万円	
Ⅲ 安全衛生確保事業	51,022	48,439	△ 2,583	
1. 労働災害防止対策推進費等	31,468	29,814	△ 1,654	労働災害防止対策強化推進委託費 地域産業保健センターの整備事業 2,439百万円 → 2,577百万円 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業 1,416百万円 → 1,568百万円 中小規模事業場健康づくり事業 1,257百万円 → 1,574百万円 労働条件等自主的改善対策推進委託費 1,027百万円 → 840百万円 安全衛生施設整備費 804百万円 → 278百万円 労働時間短縮促進援助等事業経費 8,392百万円 → 5,627百万円 独立行政法人産業安全研究所運営費 0百万円 → 622百万円 [ 産業安全研究所経費 435百万円 → 0百万円 ] 独立行政法人産業医学総合研究所運営費 0百万円 → 1,034百万円 [ 産業医学総合研究所経費 586百万円 → 0百万円 ] 独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費 0百万円 → 154百万円 [ 安全衛生施設整備費のうち産業医学総合研究所施設整備費 317百万円 → 0百万円 ]
2. 労働災害防止団体補助金	4,606	3,507	△ 1,099	労働災害防止対策費 3,316百万円 → 3,507百万円 [ 前年度限り [労働者健康確保事業改善事業助成事業費] 617百万円 → 0百万円 前年度限り [中小企業安全衛生活動促進等事業助成事業費] 673百万円 → 0百万円 ]
3. 産業医学振興経費	10,031	10,544	513	産業医科大学運営費等 8,012百万円 → 8,606百万円 産業医科大学病院運営費 2,019百万円 → 1,938百万円

区 分	平成12年度 予 算 額	平成13年度 予 算 額	比較増△減額	備 考
4. 労働福祉事業団出資金・交付金	百万円 4,917	百万円 4,574	△ 343	労働福祉事業団出資金・交付金  (1)出資金 24百万円 → 27百万円  (2)交付金 4,893百万円 → 4,547百万円  〔 自発的健康診断受診支援助成金 880百万円 → 647百万円 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金 207百万円 → 227百万円 〕
IV 労働条件確保事業	23,415	27,425	4,010	
1. 未払賃金立替払事業実施費	14,529	19,054	4,525	労働福祉事業団交付金 14,199百万円 → 18,715百万円
2. 勤労者財産形成促進事業実施費	1,190	1,094	△ 96	雇用・能力開発機構交付金 1,178百万円 → 1,082百万円
3. 中小企業退職金共済助成費等	7,696	7,277	△ 419	中小企業退職金共済掛金助成費 3,462百万円 → 3,451百万円  総合的短時間労働者対策推進費 1,350百万円 → 1,247百万円  個別的労使紛争処理対策関連経費 0百万円 → 370百万円  〔 労働条件紛争解決援助関連経費 1,105百万円 → 567百万円 〕
計	153,412	149,091	△ 4,321	

# 労災保険の収支状況の推移

(単位:億円)

区分	9年度	10年度	11年度
① 収入	18,215	16,898	15,692
保険料収入額	15,486	14,339	13,338
預託金利子収入額	2,463	2,286	2,033
② 支出	13,198	12,853	12,448
保険給付費等	9,820	9,718	9,558
短期給付	5,313	5,155	4,989
長期給付	4,507	4,563	4,569
労働福祉事業費及び保険料返還金等	3,378	3,135	2,890
労働福祉事業費等	2,574	2,373	2,308
労働福祉事業費	1,848	1,641	1,556
業務取扱費	486	494	516
施設整備費	44	39	39
他勘定へ繰入	196	199	197
保険料返還金	804	762	582
③ 単年度収支(①-②)	5,017	4,045	3,244
④ 前年度より受入(支払備金等)	2,530	2,487	2,421
⑤ 翌年度への繰越(支払備金等)	△2,487	△2,421	△2,327
⑥ 将来の年金給付費(③+④-⑤)	5,060	4,111	3,338
積立金累計額	61,087	65,198	68,536

注) 労災保険の積立金は、年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資である。